

独立行政法人評価委員会 第2回自動車検査分科会

平成14年6月10日

【久保田技術企画課専門官】 それでは定刻でございます。ただいまから独立行政法人評価委員会、第2回自動車検査分科会を開催いたしたいと思いをします。

本日は委員の皆様方にはご多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を担当させていただきます久保田と申します。よろしく願いいたします。

本日の議事進行につきましては、池上分科会長にお願いさせていただきたいと思いをしますが、議事に入らせていただくまでの間、私が務めさせていただきたいと思いをしますので、よろしく願いいたします。

まず本日ご出席いただきました委員の方々のご紹介につきましては、第1回に引き続いて皆様ご出席いただいている方々でございますので、恐縮ではありますが、座席表をもつてかえさせていただきたいと思いをしますのでよろしく願いいたします。また、近森委員におかれましては、本日ご都合により欠席となっておりますが、議事を行うための委員数を満たしていることをご報告させていただきたいと思いをします。

また今回の議事に関します資料は公表資料といたしまして、そのうち議事録につきましては、この会議終了後皆様のご確認をいただいた上で国土交通省のホームページで公開させていただきたいと思いをしますので、ご承知おきください。

また本日は自動車検査独立行政法人の理事長となるべき者として指名を受けておられます橋口寛信様が、前回に引き続きましてご出席いただいておりますのでご紹介させていただきます。

それでは、議事に進ませていただきます。

議事進行につきまして、池上分科会長、よろしく願いいたします。

【池上分科会長】 おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。前回に引き続きまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

まず第1回の分科会におきまして、委員の皆様からいただきました国土交通大臣が定めるべき中期目標へのご意見に基づく文案の修正につきましては、私と事務局にご一任いた

いただきましたので、事務局と協議をした上で修文いたしました。その内容につきましては、今日ご審議させていただきます検査法人の理事長が定めるべき中期計画（案）と一对のものでありますので、議事（１）の進行の中で事務局から説明願いたいと思いますが、それではよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【池上分科会長】 ありがとうございます。事務局のほうもそれではよろしゅうございますね。では、そのようにさせていただきます。

それでは、まず最初の資料の確認をさせていただきたいと思います。事務局からお願いいたします。

【久保田技術企画課専門官】 それでは、お手元の資料をご確認いただければと思いますが、クリップで閉じてあります資料の上に座席表と表紙と議事次第、目次と４枚ついておりまして、その下に資料１、２、３とホッチキスでとめたものが３種類ございます。それからあと参考資料としまして、前回の議事録の案と最後に「不正な自動車検査について」という５月２７日付関東運輸局プレスリリースという資料、５種類の資料がついていると思いますがよろしいでしょうか。

それでは、分科会長、よろしくお願ひいたします。

【池上分科会長】 それでは、議事に入らせていただきます。

議事次第に書いてありますように、それに沿って進めさせていただきます。

議事１ですが、自動車検査独立行政法人の中期計画（案）についてお願ひいたします。

前回の分科会におきましてのご意見に対する説明も含めて、事務局のほうからご説明をお願ひいたします。

【久米技術企画課長】 おはようございます。事務局を務めさせていただいております技術企画課長の久米でございます。よろしくお願ひいたします。

池上分科会長からご提案がございまして、皆様にもご了承をいただきましたので、第１回分科会でいただいておりますご意見に関しましての事項とあわせまして、中期計画の説明をさせていただきたいと思っております。この中期計画でございますけれども、これにつきましては、国土交通大臣が定めるべき中期目標、これは前回ご審議をお願いいたしましたわけでございますけれども、これに基づきまして、検査法人の理事長が定めるべきものであるということでございますので、この中期計画の案を作成するにあたりましては、橋口様と十分調整させていただいたということを申し添えさせていただきます。それでは、

資料 1、自動車独立行政法人の中期計画（案）に基づきましてご説明させていただきたいと思えます。

アンダーラインがついているところが今回、前回にお出しした資料からの変更点でございますので、このアンダーライン部分を中心にご説明させていただきたいと思っております。

まず 1 - 1 ページでございますが、中期目標のまえがきでございますが、これにつきましては本来業務にあわせまして、附帯業務を行うということをきちり書いたらいかがかというご意見をいただいております。それに基づきまして、このアンダーラインの「これに付帯する交通安全活動等の業務」というものをつけ加えさせていただいております。

この中期目標に対応する中期計画のまえがきでございますが、前回の委員会で基本的なところ、全体としてこの目標なり、計画が総花的になっているので、その基本的なエッセンスというものをまとめて、職員なり、あるいは対外的に示したほうがいいのではないかとご意見をいただいております。そういうことで、中期計画のまえがきにつきましては、基本方針ということで新しくつけ加えさせていただいております。したがって、中期計画のまえがきを読み上げさせていただきますが、「国土交通大臣が定めた自動車検査独立行政法人の中期目標を達成するため、独立行政法人の特長を生かした以下の 4 つの基本方針に従い、独立行政法人通則法第 30 条に基づき検査法人の中期計画を以下のとおり定め、業務を実施していくこととします」。

基本方針としまして、「厳正かつ公正に行うべき審査業務というサービスを、全ての利用者に対し、中立的な立場で公平に提供する。自動車の安全の確保及び環境の保全に係る基準の改正等社会的な要請に対応し、審査業務の高度化・改善等に取り組む。利用者への積極的な情報提供等を通じて、業務運営の透明性を確保するとともに、利用者等の意見を反映した業務運営に努める。職員の業務改善活動、職員の研修等を通じて、効率的な業務の実施を推進する」ということでございます。

次に、1 - 2 ページでございますが、中期目標の業務運営の効率化に関する事項の(3)の業務運営でございますが、ここに対応した中期計画の業務の効率化というところにつきまして、前回の説明と変更がございます。業務運営につきましては、一般管理費につきまして中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を 1.3%程度抑制するという目標があったわけでございますが、これが少し小さめではないかというお話がございました。一方、この業務運営に関しましては、他に仕事の内容のボリュームが変わらないといたしまして

も、新しい規制等が入ってきて、質的にいろいろと業務の負担が増えてくるということもまた事実でございます。したがって、そういった目標期間中にいろいろと規制強化等に関連していろいろとやらなければいけない仕事が増えたとしても、総額として一般管理費を1.3%抑制するということをしっかりと書いておきたいということで、中期計画のほうに業務運営の効率化といたしまして、「施設の営繕等についての外部委託、経理事務等業務の集約化電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し、効率化を行います。特に、一般管理費については、審査業務の高度化・改善等ユーザーサービスの向上に対応するために新たな業務に取り組みつつ、中期計画期間中に見込まれる当該経費総額を1.3%程度抑制することを目指します」ということを書いてございます。

次に、3の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項という点でございますが、ここにつきましては、前回審議においていただいた意見ということではないのでございますが、新たに生じた問題に対応するために中期目標において強調したいということで、新たに(1)を起こしました。これは従来(2)ということで、厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底と効率的な審査業務の実施の促進ということで中期目標に挙げておりましたが、特にこの厳正な審査の実施というところを特出しいたしまして、「厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底」ということで、「検査法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施することが業務運営の大前提であり、この業務が確実に実施されるよう検査法人組織を挙げて全力で取り組むこと」という1項目を中期目標に挙げさせていただいております。

この理由でございますけれども、今日お配りした一番最後の資料の関東運輸局プレスリリースということで1枚の紙をつけさせていただいております。この内容でございますけれども、「不正な自動車検査について」ということで、関東運輸局で保安基準に不適合、あるいは不適合の可能性のある車につきまして合格ということで出してしまったということでございます。

内容としましては、1つは東京陸運支局の10人程度の検査担当職員が、着色フィルムと言うんですけれども、運転者席の横の黒いフィルムの貼付については、視界を妨げるということで保安基準で禁止しているわけですが、そのような車を50台ほど出してしまったというものが1点でございます。

それから2点目としましては、個人輸入する自動車ですけれども、新規検査の際に、排ガス検査の成績表がございます。この成績表を後から出すということでとりあえず新規検

査を合格させてしまったところ、最終的に200台ほどが後から成績表が出てきていなかったということでございます。

この理由なんでございますけれども、非常に暴力的な行為をする、そういう申請者がおりまして、そういう者におどかされて通してしまったということでございます。従来も暴力的に威圧して通せというような行為はあったわけでございまして、それに対して、防犯カメラですとか、警察との連携ですとか、そういった対策は今までいろいろ私どもとしてもとってきていたわけですが、それでも起きてしまったということで、我々としても非常に深刻に考えております。

これは独立行政法人がスタートする前に、今月中にもいろいろと対応をとっていきたいと考えておりますが、やはりこういう行為をする者は今後とも出てくるということは考えられるわけですし、独立行政法人の使命である保安基準に合っているかどうかを厳正、中立に審査するというところが非常に大事なわけですから、目標のほうの1番にこれを挙げさせていただいたということでございます。

これに対応した中期計画でございますが、これにつきましては、「(1)厳正かつ効率・中立な審査業務の実施の徹底」ということで「検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、中立的な立場で公正に提供することが最も重要なことであり、これらを中期目標期間中に徹底していくため、適正な業務執行の意識徹底、管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化、内部監査の充実をはじめとして各種対策を実施します」ということで、中期計画をつくらせていただいております。

次に、(2)の でございますが、待ち時間の関係で、中期目標期間中に機器等の故障による審査機器の停止時間、これを前回5%程度低減するという出ささせていただいておりますが、5%では少な過ぎるんじゃないかということで、20%まで上げさせていただくということで、停止時間の低減目標、これを変更させていただいております。

それから、中期目標の(3)でございますけれども、前回は厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底と効率的な審査業務の実施の促進ということで挙げさせていただいておりますが、先ほどご説明いたしました(1)のほうに「厳正かつ公正・中立な審査業務」ということを別枠で挙げさせていただいた関係上、このところを「適正かつ」ということで変更させていただいております。

それから、中期目標の(3)の でございますけれども、職員の審査技能の研鑽ということで、「適正かつ確実に業務を実施するため、審査業務を実施する職員の審査技能レベルの

向上に努めること。このため、定期的に職員の研修を実施し、中期目標期間中に審査業務に関する研修時間を20%程度増加するなど、職員研修の充実に努めること」ということで変更させていただいております。ここは、前回1人当たりの検査実施回数を、期間中1.5回ということで挙げさせていただいておりました。これについて前回回数がどのくらい変わるのか。今までの実績と今後の中期目標期間中にどれくらい増加するのかとご質問があり、回数としてはあまり変更がないというようなご回答をしたわけですが、やはり研修というものは非常に重要なものがございますので、数字が増加するという目標にしたいということで、今回時間で20%増ということで挙げさせていただいております。

これに伴いまして、中期計画でございますけれども、職員に対する研修等の実施ということで、「適正かつ確実に業務を実施するとともに今後予定されている審査項目の導入等に適宜適切に対応していくために、職員の審査技術の向上に継続的に取り組んでいくこととします。具体的には検査法人の職員の研修期間である検査実習センターにおいて、中期目標期間中に職員に対する審査業務に関する研修時間を20%程度増加するとともに、より質の高い研修を職員に提供することを目標に、研修内容の充実に努めていきます」ということにさせていただきたいと考えております。

次に(3)の 業務改善の継続的検討というところでございます。全体としてもそうなんですけれども、国民に対して提供するサービスの改善というところで、本当にユーザーのニーズを十分把握しているのかどうかというご指摘は前回ございました。現時点では十分ではないかもしれないんですけれども、中期目標期間中、あるいは中期計画期間中に、外部のニーズというものを的確に把握しながら、業務改善を進めていくということにしたいと考えておまして、そういう意味で、外部のニーズを把握する対策を強化したいと考えまして、「モニター制度の導入等」というところをつけ加えさせていただいております。業務改善も継続的検討ということで中期計画にございますけれども、「適正かつ確実に業務を実施するとともに、常によりよいサービスを利用者の方々に提供するために、中期目標期間内で50件程度の改善提案を取りまとめ、このうち10件程度の審査業務改善方策を講じることを目標に、職員による業務改善のための活動、アンケート調査の実施、モニター制度の導入等による利用者の方々の御意見の収集、さらに、外部の有識者の方々と意見交換等を積極的に行うこととします」ということにさせていただきたいと考えております。

次に、(4)、他機関との有機的連携の確保というところの でございますが、不正改造

車の排除等の推進というところで、「国土交通省等の要請に応じて、これに協力して中期目標期間中に40万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施すること」ということにさせていただきたいと考えております。

ここにつきましては、基本的に街頭検査を行うのは、国土交通省、あるいは警察のイニシアチブによるわけで警察さんあたりですと人数等もかなりおりまして、基本的にはいくらでもやりたいというところもあるわけでございますけれども、車両の専門家、独立行政法人の体制というのがある程度限られているということもありまして、まず国がやりたいといったことに対して、独法ができるだけ応じるということでもって街頭検査の件数が増えるという形になるわけでイニシアチブが国サイドにあるというところをはっきりさせるということでこういう表現にさせていただいているということでございます。

それから、1-6ページでございますが、5のその他業務運営に関する重要事項ということでございます。施設及び設備に関する事項ということで、中期計画のほうにその計画が出ているわけでございますけれども、例えば人件費につきましては5の(2)の人事に関する計画ということで、当初常勤職員数が876名、これが期末には865名ということで11人減ということで、節約をかけていくということがはっきりしているわけでございます。あと、交付金でも先ほどご説明いたしましたように、期間中の一般管理費が1.3%減ということではっきりしているわけでございます。しかし一方、施設整備につきましては人を減らすとか、或いは他の一般経費のほうを減らすということで、施設整備が膨らんでしまう可能性もあるのではないかとご懸念もあるわけでございます。したがって、施設整備につきましても、国の施設整備に関連した審査上の施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用ということである程度限定的に書かせていただきまして、基本的に施設整備費というものが膨らんでしまわないように目的をはっきりさせるということでここを記載させていただいております。

以上が、前回の変更を中心に中期計画につきましてご説明させていただいたということでございます。あわせまして中期目標につきましても、前回との変更点についてご説明させていただいたということでございます。

1-10ページでございますけれども、こちらのほうに中期目標・中期計画の基礎データということで、いろいろと定量的な数字につきましての根拠数字といえますか、それを記載させていただいております。

それから、自動車検査独立行政法人の業務の範囲と具体的内容というのが、検査全体、

あるいは安全対策全体のこういったところに位置づけられるかということにつきまして、ちょっとお戻りいただきますけれども、1 - 9ページの安全対策全体の中で、ちょっと黒く色をつけてあるところが検査独立行政法人の関係ということでございます。基本的には適切な車両の維持ということにつきまして、特に検査の関係で独立行政法人が貢献していく必要があるということを示させていただいた資料でございます。

それから、1 - 11ページ、12ページ、13ページでございますけれども、中期計画で具体的にどういう仕事をしていくかということで、特に中期計画の中の3の部分ですけれども、各年度毎にどういうスケジュールで具体的にどういう作業をしていくかということにつきまして、参考までに図として示させていただいております。検査法人が実施する事業につきましては、矢印の白い部分でございます、斜線で色づけしてあるところが国が行うべきところということでございます。この白い部分につきまして、このような作業でもって期間中進めていきたいということで作らせていただいております。

以上が資料1の説明でございます。あと、本日ご欠席されております近森委員からは、中期計画につきましては、今後の評価も考えて、できる限り数値目標を入れるべきではないかとのご意見もいただいております。これも含めまして、本分科会の場であわせてご議論いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

【池上分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんでしょうか。一応前回出されているご意見は大体反映しているというふうに私は思うんですが、それ以外のご意見がおありかと思っております。

【会田委員】 すみません、前回の途中で退席して、今日もちょっと早めに失礼するものですから、先にトップバッターとして少し進めさせていただきたいと思っております。

具体的に中期計画の資料1 - 3ページのところなんですけれども、(3)の、ここに業務改善の継続的検討というところで、中期目標期間内で10件程度の審査業務改善方を講じるという中期目標を受けて、50件程度の改善提案を取りまとめ、このうち10件程度の審査業務改善方策。これは50件のうち10件程度しか取り上げないというふうに私は読み取ったんですけれども、そういう理解でいいのかどうかということ、これが1点目です。

それから、もう1点、先ほど近森委員のほうからご提案もあったということなんですけ



れども、評価をどういうふうにするかということは、やっぱり今の時点である程度考えておかなきゃいけないのかなと。それで、私はこの中期計画、そんなに数値目標ばかりじゃなくていいと思っているんですが、というのは今みたいにちょっと誤解を招きそうな数値目標も立てなくちゃいけないということもありますので、そんなに数値目標は多くなくてもいいと思っています。ただ、評価をするときに、どうもこれまでの独立行政法人、これはほかの省も含めてですけれども、個々の項目ごとに評価をしていくというアプローチがとられているんです。そういうようなことをしていくのであれば、数値目標を計画の中に盛り込んでいかなきゃいけないのかなと。個人的にはそういったアプローチではなくて、評価基準は評価基準で別途考えなくちゃいけないと思っていますけれども、今国交省サイドで何かお考えがあれば、その辺もちょっとお聞かせいただければと思います。

以上、2点でございます。

【池上分科会長】 ありがとうございます。今のご質問に対して何かございませんでしょうか。

【技術企画課設立準備室】 50件と10件というところでございますが、50件程度の改善提案を取りまとめて10件といいますのは、これだけ、90カ所という全国的な規模で散らばっている組織でございますので、実際にそれを実現をする、何か一つの改善提案を全国的に実施するということになると、なかなか経費的な面とか、いろんなところで制約がございますので、実際に全国ベースで改善方策を講じるというものが10件程度になるんだろうという目標でございます。

ですから、いろんな改善提案を取りまとめて、それを実施していこうという、一つの意思決定をやっていくというのが50件程度でありまして、それを全国的に、実際に90カ所において、いろいろ機器の配置だとか改善というものを実施していくのが10件というふうに考えております。

あともう1点の評価の仕方の部分でございますが、確かに我々もいろいろ評価というのは定量的に示すというのはわかりやすいし、非常にいいのかなと思うんですが、先生おっしゃいましたように、どういうメルクマールで、どういうレベルに設定すべきかというところ、非常に我々としても思い悩んでおるところでございます。実際にはそれぞれの年度評価とか、最終的な中期目標期間終了時の業績評価の際に、ここで書いてございます効率化だとか、いろんな評価の部分につきましては、できるだけ定量的な数字で、こういう形であらわれた改善を行いましたということをお示しすることによって、この評価委員会の

最終的なご評価をいただきたいと考えております。

【池上分科会長】 会田先生、今のご返答でよろしゅうございますか。

【会田委員】 これを最後にしたいと思えますけれども、今のところですね、中期目標内で50件程度の改善提案を取りまとめというのが、何となく後で業績評価に関連して、何件やったということアピールしたいためにこの50件というのは出しているのかなという、うがった見方もできるわけですが、評価のときにある程度数量の実績値、これがやっぱりあったほうが評価しやすいことは事実ですが、それだけで評価するわけではない。その辺の評価委員会のスタンスさえ確認できれば、私はそれでかまいません。

以上でございます。

【池上分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの議論のポイントは、近森委員のものも含めると、数値目標を具体的に出しておいたほうが、やはり評価するときに非常にいいのではないかという見解と、しかしながら、もう一つはそれを具体的に、この段階で全部書き上げていくというのも大変なことだという面、両方ありますね。それから、何よりも大事なのは単に数値が目標を突破したということだけではなくて、もう少し全体の動きを立体的というか、総合的に判断するのが評価委員会のあるべき姿じゃないと思いますので、準備室のほうからおっしゃったように、できるだけ評価するときに具体的な数値を挙げていただいて、その段階でご判断いただくというふうなことが適当なんじゃないでしょうかと、分科会長の個人意見ですが、そうなります。

したがって、ここに50件のうち10件あるというのは、これは書いておいていただいて、それから先ほどの近森委員と会田先生のご意見とにつきましては、なるべく1年なら1年たったときに具体的なデータを出していただいて、それでここで判定するというスタンスでいかかと思いますが。私の意見にご賛同いただけませんかでしょうか。よろしゅうございますか。

【会田委員】 結構でございます。ありがとうございます。

【松田委員】 私もそれで賛成なんですけれども、そのときに、たまたまこの改善のところは数だけではとても測定できず、改善の質の問題がすごく重要なテーマなので、多分わかりにくいということだと思いますので、一つ一つの取り上げられた提案によって、実施された改善がどんな成果があるのかというようなデータをつけていただくなり、質がわかるような情報提供をいただくとわかりやすいと思います。

【池上分科会長】     ありがとうございました。

最終的には、評価委員会で判断することになるんでしょから、今のようなことをここに書くか書かないかは別としまして、そういう前提でお考えいただくようにしていただきたいと思います。大事な点は質の評価であるという松田委員のご指摘、そのとおりだと思います。

ほかに何かご意見ありますか。

【松田委員】     今の点にも先ほどのご指摘にもかかわるんですけども、実は、総務省の独立行政法人の評価のスタンスと、各省庁と大きく違っているところが多分あって、総務省のほうはどうしても第三者による客観性とか、だれが見てもずれがないようにということで突き詰めていくと、一つ一つの数字にすごくこだわられるんですけども、国土交通省はむしろそれよりも戦略性ということをかなり重視していらっしゃるように私は受けとめております。そういう意味で1 - 1にあります中期計画の基本方針、これを明確に出されたということは非常に大事なことで、ここに書かれてあることはある意味当たり前のように見えるんですけども、これをきちんと基本方針に掲げることが戦略性を貫いていく上で非常に重要だと思っておりますので、これは大事だと思っております。

そこで、2点ございまして、1つは2番目の審査業務の高度化・改善という視点のところで、今後環境の問題というのは、社会的な要請という言葉だけでなく、やはり国際的な視野に立ってということ踏まえないと、対応もますます難しくなっていくと思いますので、もしできましたら、社会的な要請への対応並びに国際的視野に立って審査業務の高度化、改善等に取り組むというようなことを少し盛り込んでいただいたらどうかということが1つです。

それから、4番目の効率的な業務の実施なんですけれども、これは中期目標のほうにも、「効率的かつ効果的」とございまして、職員の業務改善活動や研修等が効率性だけのためにあるというふうに、ちょっと偏ってしまうとつまらないので、ここも効率的かつ効果的な業務の実施ということで入れていただいたらいかがでしょうか。

【池上分科会長】     今のような、松田委員のご提案がありましたけれども、事務局のほう、何かお考えありますか。具体的な提案としては、基本方針の中に「国際的視野」を入れるということと、のところに「効率的かつ効果的」とでも入れるというご提案だと思いますが。

【久米技術企画課長】     番のほうの「効率的かつ効果的」というのはよろしいんじゃない

ないかということで入れさせていただきたいと思いますが、国際性のところなんです、ちょっとこのところについて、日本独自の必要性みたいなものが出てくる可能性もあるんですね。例えば基準ですと、日本だけ厳しくしなければならないというようなケースもあるものですから。ですから、社会的要請のところ国際というのをあまり強調してしまいますと、日本で特に必要な安全基準なり、あるいは環境基準といったものがちょっと拘束される可能性はあるのかなという感じもあります。

確かに国際性というのは、今回も中期計画の中、目標の中でも入れさせていただいており、大事だと思うんですが、やる場合に国際的なところも含めてやっていくという感じですかといいたんですけども、ちょっとそのところが、入れ方については工夫させていただきたいと思うんですが。国際的整合性が発端じゃないとまずいみたいな、そういう格好になると、ちょっと難しい場合があります。

【松田委員】 そうではなくて、先ほどご心配されたように、何か世界の基準の低いほうに合わせなければいけないというのじゃなくて、むしろ日本のほうが進んでいるとすればリードするというのも国際的な視野だろうし、また海外から入ってくる車のユーザー車検等もあるわけですから、職員の方々が業務の高度化を進める上で、いわゆる国内の自動車の製造だけにとらわれていかないようにという、そういう意味だったんですけども。

【久米技術企画課長】 そうしますと、「国際的な視野」を要請のほうにかけるのではなくて、読み上げますと「自動車の安全の確保及び環境の保全にかかわる基準の改正等社会的な要請に対応し」、そのあとに、「並びに国際的視野に立って、審査業務の高度化・改善等に取り組む」ということでしょうか。

【松田委員】 私が申し上げましたのはそうです。

【久米技術企画課長】 そういう格好で入れさせていただければと思います。

【池上分科会長】 今のことに関して、例えば大久保委員なんかはどういうふうにお考えですか。

【大久保委員】 今おっしゃられたとおりで結構だと思います。ですから、要請についてはあくまでも社会的な要請で、国際的な要請にしないほうがいいと思います。

【池上分科会長】 その理由は久米課長がさっきおっしゃったとおりでよろしいですか。

【大久保委員】 ええ、結構です。

【来生委員】 私は国際的な要請というのは、独立行政法人にとっては直に来るもので

はなくて、国際的な議論が一度国内のスタンダード化に際して所与になるわけですから、私は独立行政法人の立場から見たときに、幾ら国際の動きがいろいろあったとしてもそれに対応するわけにはいかないということは非常にはっきりしていると思うんですよ。だから、むしろ国際というのを入れる必要があるのかなというところが、ある意味で疑問になるんです。

独立行政法人というのは、あくまでも国内でスタンダード化されたものを前提にしてしか行動できない存在ではないかという気がするんですけども、そこはちょっとよくわからないんですけども。

【大久保委員】 この点については、業務の高度化とか改善について国際的な視野に立ってやるということによろしいんじゃないでしょうか。

【来生委員】 そういうことでしたら、あえて反対はしないんですけども、そこで言うことの意味は何なのかというのは、ちょっとよくわからないという気もしないでもないんですけどもね。

【池上分科会長】 最後に事務局から言われた国際的視野に立ってとか、あるいは視野も考慮してとか、そういう文言はそこにはあってもいいんじゃないかと私は思うんです。ただし、間違っただけじゃないのは、要するにいろんな我が国のルールがありますが、それをつくるのはむしろ独立行政法人じゃなくて国のほうですね。ですから、その段階で当然ながら国際的視野に立って、それも踏まえながらやってということがルールとしてはあります。ただし、今輸入車を扱ったりすることが多いですから、やはり国際的な視野に立つ必要も業務の中にはあったほうがいいという点で、今の松田委員のご提案でいいんじゃないかと私は考えております。

そういうことによろしゅうございますか、ほかの委員の方。

(「異議なし」の声あり)

【池上分科会長】 では、どうもありがとうございました。それではそのほかの点について。

【島田委員】 1 - 3のところなんですけれども、1つは用語の点だけでちょっと引っかかったので。「適正かつ」というふうな形になって、それまでは「厳正」という言葉がずっと使われていて、ここを適正としたのは何か意味があるのかなというのが1つ。

それから、職員の のところなんですけれども、審査技能の研鑽のところ、当然職員の審査

業務に関する研修が極めて必要なことは確かなんですけども、例の、今日配られている不祥事の関係での、いわゆる職員の倫理研修とか、それから外国の車もどんどん入ってくるので外国の規制はどうなっているかとか、やっぱり先ほどの国際的視野云々じゃないですけども、日本としては最高レベルの基準で審査していくというその辺のことが大事なわけで、規制緩和という流れが、審査が甘くなるというふうな方向に流れないように、世界的な視点から、技術的なレベルの最低水準はきちり勉強しなきゃならない。その辺も含めて、研修の中に入れていただきたいなど。技術専門の方々はどうしても技術のところに集中してしまいますので、倫理的な面、社会的、国際的な面にも目を配る研修が欲しいな、そういう気がしているんですけども。

【池上分科会長】 今の、適正という言葉に若干引っかかっていらっしゃる、それはいいんですか。

【島田委員】 あまりこだわらないです。その前が全部厳正できているものですから、ここは適正となっていると、すこし緩めたのかとか、それだったら前も厳正じゃなくて、適正でもいいんじゃないかなという感じもしたものですから、それは何か理由があるのかなと思ひまして。

【池上分科会長】 私もちょうと似たような感じを持ちましたのは、適正というのは厳格であることも含んだ適正なんですな。

【久保田技術企画課専門官】 ここ、修正させていただきましたのは、前回は厳正かつ公正・中立と効率的なということで並列で書かせていただいておったんですが、(1)のところで厳正かつ公正・中立というのを出させていただきましたので、ここでもう一度それを書くと、ちょっとくだいかなということで、適正という言葉で丸めさせていただいたということでございます。

ただ、中期計画のほうの適正とは一体何かということの説明、「独立行政法人として、適正かつ効率的な審査業務の実施の促進」という中の説明、4行ほど書いておりますが、その中でご指摘のような「厳正かつ公正・中立」という言葉でちょっと説明をさせていただいたということでございます。

【池上分科会長】 言葉のあやみにたいに思えたんですが、少しだけ引っかかって。

【島田委員】 私のほうは別に、今の説明で、先ほどの中期計画のほうの説明文がありますから、適正のところの説明をしているので趣旨はそうかなとは思ったんですが、あまりにもちょっと目立ち過ぎるなというだけの話です。別に異を唱えるわけじゃありません。

【池上分科会長】 言葉の、最初に(1)で厳正かつ公正というのがありますし、それに見合って修正されたというのも理解できますのでこのままにいたしましょうか。ただし、2番目にご指摘いただきました技術面だけではなくて、世の中の公平さだとか、倫理とか、そういったこともよく職員に対して教育していただきたいという願いをおっしゃったわけですが、それを少し加えていただくのはどうでしょうか。特に大事なご指摘は、どうしてもこういう技術職員に対しては、技術の面だけを強調する嫌いがあるということを防ごうというねらいだと思います。何か事務局のほうで。

【技術企画課設立準備室】 それでは、今のところ単なる審査技術といいますか、それだけではなくて、倫理的な面での研修というものの充実というものを読めるように、少し修文をさせていただきたいと思います。

【島田委員】 技術面を手を抜いていいと言っているわけじゃないですからね。そちらは絶対に必要なんですよ。だけど、その辺までも視野に入れているという含みさえ出してくれば、私のほうは何も問題ないです。

【池上分科会長】 そうしましたら、時間の節約も考えてまして、前回と同じで悪いんですが、その修文につきましては私にちょっとご一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【池上分科会長】 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

【大久保委員】 多少関連するんですが、3の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項で、これはもともと1番というのが3番と一緒にあって、2番が1番だったわけですね。今度の新しい(1)を一番最初に持ってくるというのはどういうお考えなのかなというのが何かありましたらお聞かせ願いたいのですが。やっぱりこれが基本だから、これを一番に持ってくるんだというお考えだと思うんですが、特に何かございますでしょうか。

【技術企画課設立準備室】 基本方針で示させていただきましたように、これがやはり一番重要なことであろうということで、一番最初に持ってこさせていただきました。

【大久保委員】 わかりました。

【池上分科会長】 概念としては、今の1番に持ってこられたほうが大きな概念ですね。その後のほうは、少し小さくなるような感じがしますので、この配置でいいんじゃないか

と思いますが。

【大久保委員】 わかりました。

【池上分科会長】 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、何力所か修正案が出まして、特に一番最初の基本方針の中で、国際的視野云々のところ、それから のところにあります「効率的かつ効果的」というふうな修正。それから先ほどの1 - 3ページのところの「適正かつ効率的」というので、やむを得ないということになりました。それから、その中の を修文することとして、技術面じゃなくて、社会的な要請だとか倫理面、そういったことについても明記するというを基本計画の中に入れるということですね。

以上がまとめですが、そのほかに何かございませんでしょうか。

【来生委員】 一番最初にお話があった、今の1 - 3の の業務改善の継続的検討というところなんですけれども、先ほど議論に出たことでもあるんですけれども、評価をどうするかということとの関係を念頭に入ると、ここの書きぶりだとある意味での方法論ですよね。方法論で評価するということになりそうな気がして。

一番大事なのは、頭に書いてあるような、業務改善のいろいろな試みが適正かつ確実に業務を実施することにどうつながったのかということとか、よりよいサービスの提供にどうつながったかというようなところで評価ができることが多分望ましいんだと思うんですね。件数が何件かということよりは、むしろそういうパフォーマンスがどう出てきたかということにつながるような書き方ができないのかなということが若干気になって、それは難しいのかもしれないんですけれども、何か、数とかアンケートとかモニターということよりは、むしろ数は少なくとも、ある業務改善の努力がこういう形に効果として出てきましたというような評価に結びつく書き方ができればいいなという、希望みたいなものなんですけれども。

【池上分科会長】 どういうことを入れればいいでしょうか。

【来生委員】 その具体的なアイデアがなしのままの議論で申しわけないんですが。例えば私は、自分で業務改善なんていうのは考えてみたこともないので、具体的にどうやってやるのかということもよくわかっていないんですけれども、業務改善提案の中身というのを幾つかに分類できるのかできないのか。基準というのは頭に書いてあることだと思うんですね。適正かつ確実に業務を実施するというのと、よりよいサービスの利用者への提供というものが、業務改善の具体の中身をうんと大きく分類したら、多分そういうとこ



るになるんだろう。

例えば適正かつ確実な業務の実施というのは、何に具体的に反映するかというと、うんと言え、経費の削減というところに反映するのかもしれないし、それから時間の短縮というところに反映するのかもしれないし、どう評価するかはわからないけれども、精度の向上といいますが、そういうものに反映するのかもしれないし、そういう質的なことを少し。利用者の満足度というのはどういう指標ではかれるのかわからないんですけども、そういうようなことがちりばめられていたほうが。後で、今なら覚えているんですけども、1年もたつと言ったことを忘れそうだというおそれがあるものですから、思いついたときに言っておいたほうがいいなというだけの話なんですけれどもね。

【青山委員】 今のご意見に関係して、多分書き方のニュアンスでモニター制度や外部の有識者の方々との意見交換等積極的に行うことにいたしますというので終わるので、どうも手段に思えてしまうんですが、逆に、業務改善やよりよいサービス向上に反映させていきますというようなことを書いていただければ、反映のされ方が評価につながっていくんじゃないでしょうか。

【池上分科会長】 今のお二方のご意見をまとめますと、1 - 3 ページの一番下の、そのところで、検討する具体的な項目は書いてあるんですけども、どういうふうなことに反映したか、それが見えてこないということだと思えます。ですから、「最後にこれによって改善を図る」と。これだけでもちょっと足らんですね。

【青山委員】 だから、そのところにもうちょっと何かをつけ足していただければ、そこが評価できるんじゃないでしょうか。

【池上分科会長】 何か1つ、言葉です。あまり具体的にここに経費、時間、質的向上とか、利用者の満足度とかこんなことを入れるとかえって冗長になりますので、スマートに何か。青山委員、何か具体的なご提案ございますか。

【来生委員】 あるいは表現はこのままでよろしいんですけども、最後に評価のときの材料を整理していただくときに、評価の枠組みを何か工夫していただくというようなことでもいいのかもしれないという気はします。

【池上分科会長】 これをやめてですか。

【来生委員】 いや、言葉はこのままでよろしいんですけども、今の議論を参考にして、何かやっていただければそれはそれでいいのかもしれないという気もいたします。

【池上分科会長】 というご意見がありますが、事務局のほうは。わからなくなったら

事務局に振るという悪いくせがありまして。

【島田委員】 これは、今データのものはあるんでしょうか。例えばサービス時間云々と言っていますから、現状のデータとして平均するとかいうふうにやって、このぐらいかかっているとか、待ち時間が何分とかここに書いてありますけれども。現在やっている仕事の内容として、こういう状態だというのはまずあるのか。現状データがあれば、それと比較しながら、この辺を改善していきますよと出てくるんでしょうし、何か見えるものがないと困るというお話なんだろうと思うんですね。

【池上分科会長】 これはさっきデータがある程度出ていましたね。

【久保田技術企画課専門官】 待ち時間そのものをとったものはございませんが、例えば月ごとの業務量格差でありますとか、そういったデータが現在ありますけれども、アンケート調査やモニター制度というのは、これよりももっと詳細な、細分化した調査が今後必要になって、それに基づいていろいろと検討していく形なのかと思います。

【池上分科会長】 それは例えば発足後1年たったら、それなりにデータは新しいのが出てくるんですね。

【久保田技術企画課専門官】 集めていかなければならないということだと思います。

【池上分科会長】 それを評価委員の先生方が見て、これは改善できているかどうかというのはわかるようなことはできるんですね。

【来生委員】 だから、提案のアセスができればそれでいいんだろうという気はするんですけども。事後的に、継続的に内部でアセスする体制があるとか。

【池上分科会長】 わかりました。ということは、何か事務局のほうで。

【技術企画課設立準備室】 ここにつきましては、青山委員の言われたように、50件の改善とか、10件の改善というのは、それが目的化しているような書きぶりになってございますので、あくまでこれは手段だということを明確にするために、「中期目標期間内で50件程度の改善提案を取りまとめ、このうち10件程度の審査業務改善方策を講じることを目標に、職員による業務改善の活動、アンケート調査の実施、モニター制度の導入等による利用者の方々の御意見の収集、さらに、外部の有識者の方々との意見交換等を積極的に行い、適正かつ確実な業務の実施やよりよいサービスを利用者の方々に提供することに努めます」というような趣旨に直させていただいて、少し文言的には整理しなきゃいけないところは後ほど委員長とご相談させていただくということではいかがでしょうか。

【池上分科会長】 それで一応詰まっていますかね。よろしいですか。

【大久保委員】 ちょっとすみません。まぜ返すようなことを言うのかもしれませんが、1 - 3 ページ、結局、中期目標が業務改善の継続的「検討」が目標になっているところをいま皆さんおっしゃっておられると思うんで、むしろ目標のところは業務を「改善する」とはっきり書いたほうがいいような気がするんですね。方法論はちょっとまだよくわからないにせよ、それはもう少し時間をかけて検討しないと、例えばお客様の満足度をとるといっても、どうやってとるかとか、それはもうちょっと時間をかけて検討しても、僕はいいんじゃないかと思います。

【池上分科会長】 そういう意味で、なるべく評価項目を今限定しないほうが良いと私も思うんですけども。

【大久保委員】 現時点で限定することは、ちょっと難しいんじゃないかと思います。

【池上分科会長】 そう思います。ですから、今検討だけをする事になっているのがおかしいというご指摘でもあるわけで。

【大久保委員】 多分皆さんそうおっしゃっておられるのかなという気がします。

【池上分科会長】 ですから、検討とそれによる改善とか何とか、それが要るんですね。そして、今の準備室の方が言われたみたいに、その後にそれを使ってどうするんだろうと。業務の改善を図ると。こういうことを入れていくということではいかがでしょうか。

【松田委員】 そうですね。多分こういうことは継続的に改善する仕組みというか、風土というか、それがまずあって、その中から指標が出てきて、ずっと動いていくんだと思うんですが、それが初めてなので、まず継続的な改善をする仕組みをつくり、実際成果を出していくという2段階が多分要るんだと思います。

【会田委員】 言い始めた責任もありますので。評価するに当たって、よく尺度とか指標が出てきますけれども、プロセスを見る尺度とか指標、とリザルトを見るものとある。おそらく中期目標期間内ではリザルトだと思うんですね。ただそこに至るまでにやっぱりプロセスをきちんとモニタリングしていかなきゃいけないということで、先ほど大久保委員もおっしゃったように、おそらく各年度ではそういったプロセスがどの程度改善されていくのか、その辺を見ていって、最後は結果がどうなったかということで判断することになるかと思います。

【池上分科会長】 大変前向きのご意見をいただきまして、大体心理的にはわかったんですが、こら辺からはちょっと私と事務局にらせていただきまして、それを最終答申にさせていただくということによろしゅうございますか。大論戦を呼んだ話題ですね。

【松田委員】 よろしいですか。中期計画のほうはそれで結構なんですけれども、おそらく1-11に、ここに書いてあることを具体的な業務のプロセスに落としているチャートの中で、1-2の業務改善の継続的検討というのが、調査・改善方策の検討からスタートしてしまっているんですね。これはこちらとは関係ないから、参考資料だからいいと思うんですけれども、できれば調査・改善方策の検討の上に、職員による業務改善活動とか、アンケート調査とか、モニター制度とかという仕組みづくりがあって、そこからいろんなアイデアが出てきて、それをモデル的に実験してみて、標準化していくということがわかるとより意味が伝わる、職員の方々とか内部的にはわかりやすいかなと思いました。

【来生委員】 ついでですが、柱書きが「検討」なんですか、「実施」じゃなくて。そこがむしろ、先ほどおっしゃったこととの関係でいうと、大きな(3)の柱書きは「実施の促進」になっていますよね。それが の目標も計画も「検討」になっていますよね。

【池上分科会長】 それはさっき申し上げましたように、検討と改善とか何とかそういう言葉が入るだろうと思いますが。

今、松田委員のおっしゃったことは、この表はどういう位置づけなんですか。これは参考ですか。

【久保田技術企画課専門官】 これは今回の分科会の参考資料でございます。中期目標、計画として、正式に決めていただくのは1-8まででございます。1-9から1-13までは今回の分科会の参考資料でございます。

【池上分科会長】 そうしたら、今のご指摘を踏まえて、これ、また改善が出てきますが、少し改良していただくといいんじゃないかと思います。

【久保田技術企画課専門官】 わかりました。

【池上分科会長】 お願いします。

大体議論も尽きたように思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【池上分科会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2、業務方法書(案)について。これにつきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

【久保田技術企画課専門官】 それでは、資料2、業務方法書(案)について説明をさせていただきます。

この業務方法書(案)でございますが、2-3のところ、こういった位置づけかとい

うことは、関係法令等の抜粋で若干説明させていただいております。まず中央省庁等改革の推進に関する方針という、平成11年4月27日に中央省庁等改革推進本部で決定されましたところに基づきまして業務方法書、基本的には一般の会社で言えば定款に当たりますけれども、この中にはいわゆる業務の実施の方法に関する事項及び業務の委託に関する基準、それから競争入札等、契約に関する基本的な事項について定めるといこと。それから、業務方法書を主務大臣、今回でいいますと国土交通大臣が認可するに当たりましては、あらかじめ評価委員会の意見を聞くといったことが決まっております。

それから、自動車検査独立行政法人法におきまして、自動車検査独立行政法人は自動車保安基準に適合するかどうかの審査、それからそれに附帯する業務を実施するといことが決まっております。

この3点に基づきまして、2-1、2-2で業務方法書の案というものを示させていただいております。まず目的の第1条でございますが、「この業務方法書は、独立行政法人通則法第28条第1項の規定に基づき、自動車検査独立行政法人の業務方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする」と。

それから、第2条といたしまして、「検査法人は、自動車検査独立行政法人法第3条の目的を達成するため、関係機関と緊密な連携を図り、もってその業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする」といたしまして、第3条、第4条、この2つで自動車検査独立行政法人が実施する業務を規定させていただいております。

第3条は本来業務というものを規定させていただいております。ここでまず自動車検査独立行政法人は自動車保安基準に適合するかどうかの審査を行うということについて規定させていただいております。

それから、附帯業務といたしまして、自動車保安基準に適合するかどうかの審査に附帯する業務として次の第4条で(1)から(8)を規定させていただいております。

まず(1)といたしまして、申請者及び外部機関に対する検査に関する補助・指導。(2)といたしまして、自動車検査に係る情報の収集、整理及び提供。(3)、審査技術及び審査機器に関する調査、検討及び開発。それから(4)、諸外国の行政機関等に対する自動車検査に係る情報交換。それから、(5)といたしまして、諸外国の行政機関等に対する自動車検査に係る技術支援。それから、(6)、検査に係る研修の実施。それから、(7)、国等からの委託に基づき実施する業務であって、審査業務の実施に付随して行うことができる業務。それから、(8)、その他検査法人の業務の運営、管理に関すること。ここは具体的に

記載させていただいておりますが、これは独立行政法人のそもそもの趣旨でございます。独法の業務はできるだけ明確にして、民業を圧迫したり、自己拡大を図ることはできるだけ行わないというそもそもの理念に基づきまして、できるだけ具体的に記載させていただきました。

次のページ、2の2でございますが、先ほど説明させていただきました平成11年4月の中央省庁等改革推進本部の決定に基づきまして、業務の委託に関する基準、第6条として、競争入札その他契約に関する事項というものを決めさせていただいております。

以上が、業務方法書に関する説明でございます。

【池上分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの業務方法書の案につきまして、ご審議をお願いします。

では、指名して悪いんですけれども、島田委員、法律にお詳しいと思いますので、まず。

【島田委員】 私のほうは法律と言われましても、こういう細かいやつになると何とも言いようがないんですが、おそらくこういうことをやるんだということを明確に規定するという、先ほどの4条の附帯業務まで含めて、そこを明確にしたということに意味があると思うので、私のほうは特段これについて申し上げることはないです。

【池上分科会長】 そのほかの委員の方、何かございませんでしょうか。

これは（案）がとれるのは、ここでとれるんですか。

【久保田技術企画課専門官】 先ほどの中期目標、中期計画もそうでございますが、基本的にはここで意見をお伺いいたしまして、最終的に主務大臣の認可という手続が7月1日に行われますので、その認可がおりた時点で（案）がとれるという形になります。

【池上分科会長】 つまり、大臣に対するお薦めというか、答申みたいなものですね。

【久保田技術企画課専門官】 はい。

【会田委員】 1点だけ質問があるんですけれども、よろしいでしょうか。

第2条で「関係機関と緊密な連携を図り」と。この関係機関というのは、何となくわかるような気もするし、何かはっきりしないなど。下のほうの外部機関とあるので、外部機関は関係機関に入らないのかな。ちょっとその辺で、国とはっきり書きちゃうといけないということで関係機関とされているのかどうか。ちょっとそれだけ質問させてください。

【池上分科会長】 お答えください。

【久保田技術企画課専門官】 ここは現段階でだれとだれとだれですということを明確にするというよりも、理念といたしまして、関係する者と緊密に連携をとって業務運営を

行いますということで、説明として適切かどうかありますが、独善的な運営は行いませんということをもまず2条で記載させていただくという意味が含まれております。

それから、外部機関との違いでございますが、4条の(1)で外部機関というところが出てきておりますが、ここは申請者でありますとか、いわゆる一般の国民等が含まれてまいりますので、そういった方に対して、いわゆる利用者サービスとか、そういったものをしていきたいという意味を込めて外部機関という言葉を使わせていただいております。

【会田委員】 関係機関というのは、いわゆる政府の機関ということ。

【久保田技術企画課専門官】 当然政府も含まれてくると思いますが、その他、いわゆる政府以外の関係者というものがあれば、そことも当然緊密な連携をとらせていただきたいということでございます。

【池上分科会長】 今のでよろしゅうございますか。

【会田委員】 何となくニュアンスがわかりましたので、ありがとうございました。

【池上分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

【大久保委員】 では、1点だけ。

第4条の(3)の「審査技術及び審査機器に関する調査、検討及び開発に関すること」と書いてありますが、この開発というのは必要なんでしょうか。この言葉が。

【久保田技術企画課専門官】 中期計画の中で、先ほどもご議論いただきましたような、環境問題に対応するための機器の開発というか、そういったものを含ませていただいております。具体的にいきますと、NOxでありますとか、そういった機器の調査、導入、それから開発も検査法人のほうでやらせていただきたいと思っておりますので、そこを明確にさせていただいたということでございます。

【大久保委員】 わかりました。

【池上分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

では、この案もここで承認されたことにさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【池上分科会長】 ありがとうございました。

それでは、議事3の役員の報酬等の支給基準(案)についてご説明を事務局からお願いします。

【久保田技術企画課専門官】 それでは、資料3、役員の報酬等の支給基準(案)というものについて説明させていただきたいと思っております。

資料は2種類ついておりまして、3 - 1から3 - 3までが自動車検査独立行政法人役員の給与規定でございます。それから、3 - 4、3 - 5が役員の退職手当の支給規定ということになっておりまして、この2つの規定をもちまして報酬等の支給基準というふうに整理させていただいております。

順番に、まず役員の給与規定について説明をさせていただきたいと思いますが、まず役員に対しましては、3 - 1の2条で役員の給与の種類ということで、俸給と調整手当、それから通勤手当、単身赴任手当、期末手当の5種類の手当を支給する。それから、非常勤である場合には非常勤の役員手当を支給するというので、まず常勤の場合の役員の俸給額というのを4条のほうで規定させていただいております。理事長が110万6,000円。理事が93万7,000円から87万3,000円までの範囲で理事長が決定する額。監事につきましては81万円になってございます。

それから、調整手当、通勤手当等の各種手当を規定させていただきまして、第8条で非常勤の場合の手当として、現在想定されます監事につきましては27万6,000円という規定をおかせていただいております。

それから、続きまして3 - 4でございますが、役員の退職手当の支給規定ということでございまして、ポイントは第4条のところでございますが、役員手当は1月あたり100分の28の割合を乗じて得た額を支給するというのでございます。

なお、役員の給与の額につきましての大体の目安でございますが、3 - 7ページに国家公務員（指定職）の俸給基準表というのをつけさせていただいております。こちらでご確認いただきますと、一番左に号俸というのが書いてございますが、理事長につきましては、号俸で言いますと8、理事につきましては5から6、監事につきましてはちょっと書いてございせんが4といったところと同じ額を設定させていただいております。

それから、国家公務員の俸給というものがもともと官民給与の比較ということで決定させていただいておりますので、今回の独立行政法人におきましても、同様のことに倣って役員の俸給規定を整理させていただいた次第でございます。

説明は非常に簡単ではございますが、以上でございます。

【池上分科会長】 ありがとうございます。それではご質問、ご意見等お願いします。

これは前例といえますか、そのほかの前例となる独立行政法人と同じようなものと考えてよろしいですか。特に違いがあるかどうか。

【久米技術企画課長】 独立行政法人は、大体規模が大きいところが給与が高くなると



ということがございまして、大体そこら辺で横並びといえますか、規模で横並びでとらせていただいたということでございます。

【池上分科会長】 何もご質問もご意見もないようですから、これでご了承いただいたことにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして議事の4でございます。その他について。事務局からお願いします。

【久保田技術企画課専門官】 それでは参考資料のほうの説明をさせていただきます。まず前回の第1回自動車検査分科会の議事録案をつけさせていただいております。こちらのほうから説明をさせていただきたいと思います。今回、案で皆様にご提示させていただいておりますが、これにつきまして修正等のご意見ございましたら、来週の6月17日、月曜日までに事務局までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。6月17日までに皆様のご意見をいただいた上で、この議事録につきましては、確定後、国土交通省のホームページで公表いたしたいと考えておりますのでご承知おきいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それからその後に、今回の自動車検査分科会の委員の方々の名簿をつけさせていただいております。参考資料の一番最後のページに、今後の審議の日程ということをつけさせていただいております。今回6月中に中期目標、中期計画と法律に定められております事項につきましてご意見をいただきまして、これを受けて7月1日に自動車検査独立行政法人が立ち上がるわけでございますが、初年度の実績評価というものを平成15年度、4月以降に順次行っていただきたいと思っております。

また、ここには記載させていただいておりませんが、委員の方々から、一度検査場のほうを見学したいというご要望もございまして、そのあたりの日程を皆様のほうで調整させていただいて、7月以降をめぐり日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【池上分科会長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問ございませんか。

なければ、全体を通じましてご質問、または事務局から何かありましたらお願いします。

【青山委員】 せっかくですので、ちょっと伺わせていただければ。

独立行政法人立ち上げに、時間がない中で大変ご苦労さまでございました。また大変結構な計画ができ上がったのではないかと思いますけれども、評価委員というのはほんとうに評価していかなくちゃいけないんですけれども、私の気持ちとしては、できれば独立行

政法人自体がなかなか自分だけでは改革できないようなところを、こういう外部の意見でもってよりよい方向に動くいい役割ができればいいなと思っております、今回のちょうど策定の前に、ちょっと不正なところも出てしまったんですけれども、逆にそういうものも独立行政法人や国やこういった評価委員が全体として排除できるような方向になればいいなというふうに思っています。

ちょっと伺わせていただきたいのは、理事長さんになられる方がいらっしゃるので、この独立行政法人になるに当たって、そこで働く皆様方の意識改革、それぞれには内部監査でとか、業務改善に当たられる方はそういうお立場でいろいろ改革されていかれるということが書かれているわけなんですけど、やはり多分今までと意識を変えていかなくちゃいけないところもあるんじゃないかと思うんですけど、そういったところについてこれはどういうふうに皆様方の意識を変えていかれるのか、これ、すごく難しいことなんですけれども伺わせていただければありがたいなと思っているんですけど。

【久米技術企画課長】 今回の問題ですけれども、国会とかマスコミでもいろいろ取り上げられておりますが、自動車ユーザーは非常に数多くて、自動車は7,000万台あり、ユーザーも7,000万人いるという状況の中で発生しています。

ユーザーの中にもいろいろな方がおられるわけで、一方で規制緩和ということで一般のユーザー車検、本人が持ち込まれるような、そういったところにはサービスしなくちゃいかん。一方でこういった暴力まがいのところに対しては厳しくやらなくちゃいかんということで、確かに現場の職員、検査官一人一人、大変、応用動作、片方には厳しくしなくちゃいかんし、片方にはサービス向上ということで、ちょっと二律背反的なこともきちんとやらなくちゃいかんという状況にあります。

したがって、個々人の努力で対応するということもひとつございますけれども、やはり組織の中でいかにそういったところをきちっと、一人一人が自覚を持って努力するということシステムとしてサポートできるか。その両方がやはり大事だろうなということで、今いろいろと対策も考えているところなんですけれども、やはりそのところはこれからもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

確かに今回の中期計画の中で一般ユーザーを対象にして、例えば待ち時間の低下とかということで対策を考えているわけなんですけれども、一方、そういう威圧行為に対してはきちっと対応するとコースが止まってしまうんですね。結局流れ作業でいくと、そのところでいろいろトラブルがあると、そこでコースが止まってしまうということがありまして、

そうすると、確かにサービスの向上ということで待ち時間を減らさなくちゃいけない一方、きちっと対応したり、だめだということをしっかりやっていくということになりますと、そのところでコースが止まる、時間も長くなっちゃうと。結構二律背反的なところもいろいろあります。

確かに個々人が自覚をもってきちりやらなきゃいけない。そのところは研修だとか、いろいろなやり方もあると思いますし、そこら辺につきましては、委員の先生にいろいろまたご意見等をいただいて、こういうのが効果があるんじゃないかということはまた聞かせていただきたいと思いますけれども、それプラス、やはりシステムとしてどうやってそういうところに対応していくのかというのをもう少しきちり詰めて、個人個人の負担が減るようなシステムをやっていかなきゃならない。それをあわせてやっていかなきゃいけないということで、かなりいろいろと我々としても努力していかなければいけないというふうに考えております。

【池上分科会長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

【青山委員】 はい。

【池上分科会長】 ほかにございませんでしたら、今日の議事をこれで終わらせていただきます。今日は貴重なご意見を大変ありがとうございました。この2回の審議結果は、独立行政法人評価委員会の規則に従いまして、この分科会の上部にあります評価委員会の木村委員長に報告するということにさせていただきます。ご異存ございませんでしょうか。（異議なし）ありがとうございました。

なお、報告の時期につきましては、細かな文案の修正等がございますので、事務局の作業終了後私が確認させていただきます。行わせていただきます。本日は本当にどうもありがとうございました。2回の審議にわたりまして、中期目標と中期計画のお薦め案を策定できたということで、ここに厚くお礼申し上げます。

それでは、私はこれで引かせていただきまして、事務局のほうにマイクをお返しします。

【久保田技術企画課専門官】 本日は長時間、誠にありがとうございました。最後になりましたけれども、本日最初にご紹介させていただきましたが、自動車検査独立行政法人の理事長になるべき者として指名を受けておられます橋口様にご出席いただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

【橋口理事長】 理事長就任予定者の橋口でございます。よろしく申し上げます。

私は民間企業であります川崎重工に40年間勤めまして、その間37年間を船舶の設

計・建造及び経営に当たってまいりました。最後の3年は全社の技術開発の経営ということで携わってまいりました。ちょっと私、車というのは全くそういう意味では関係はなかったんですけども、今までの経験が多分生かせるんじゃないかというふうに思っております。

船というのは非常に古い歴史がありまして、船は大きいし、国際的流通ということで、安全をどうやって守るか、さらに環境をどうやって守るかということについては、長い長い議論をして定まってきている、まだずっと続いているわけです。これは国際レベルで話し合いがなされております。国のほうはそれを法律化して、安全基準をつくる。さらにそれをどうやって守るかということについては、検査機関に任せて、検査機関が常に時代の要請に合わせながら変えていく、そういうことでやっております。

そういう経験はしてきたんですが、車というのは数が非常に違いますし、一般の国民に非常に近い乗り物ということで、この安全環境をどうやって守るかということは大変に難しいと。先ほど二律相反するというようなところがあると言われましたけれども、やっぱりちょっとせめぎ合い的なところがあると思いますので、厳正・中立にやりながら、さらにスムーズにいかんやっていくかということで、しかも独立行政法人はその検査の部分を請け負っているということですから、それをどうやってやるかというのは国のほうで決めることですので、我々、どうやってやるかについてはいろいろと国のほうに意見を申し上げることはできると思うんです。そのあたりにつきましては国土交通省と連絡を密にしながら、期待される役目を全うしたいと思います。

私自身は民間企業としては、やはり職員のモラルをどうやって上げるか、大体会社の業績はそれに尽きるなというふうに思っております。独立行政法人についても、職員のモラルアップを図り、もちろんそれは皆様のいかに役に立つかという方法を真剣に探っていくというふうにやっていけば、成果が上がると思いますので、皆さんの評価にこたえるよう頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

【久保田技術企画課専門官】      ありがとうございます。

先ほど申しおくれましたが、本日の分科会の内容につきましては、前回と同様、議事の公開という方針がございますので、議事録を作成の上速やかに公表するという進めさせていたideきたいと思いますが、今回の議事録の公開に当たりまして、議事録の案をこちらで作成いたしまして、委員の皆様へ送付させていただきたいと思っておりますので、お忙しいところまことに恐縮ではございますけれども、内容のチェック等していただいて、場合

によってはご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、独立行政法人評価委員会第2回自動車検査分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。